

中井町国民健康保険
データヘルス計画(第2期)
中間評価

令和3年3月

はじめに

平成26年に改正された「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき、国民健康保険の保険者も、「データヘルス計画（保健事業実施計画）」を策定し、健康課題等の分析から、効果的かつ効率的な保健事業を実施することになっています。

中井町国民健康保険においても、さらなる高齢化が進む中で、健康寿命の延伸、生涯に渡る生活の質（QOL：クオリティオブライフ）の維持向上を図るために、健康や医療に関する情報を活用し、具体的に健康課題を分析して、PDCAサイクルに沿った保健事業の実施を図るためのデータヘルス計画を策定しています。

令和2年度は、第2期データヘルス計画の中間評価・見直しの年度となっています。データヘルス計画の中間評価・見直しを行う目的は、立案した計画が軌道に乗っているかを確認し、計画が滞っている場合は、事業効果を高めるための改善策等を検討し、目標達成に向けての方向性を見出すことにあります。

中間評価・見直しにあたり、データヘルス計画全体としての評価を行うため、データヘルス計画を構成する個別保健事業計画に基づいて実施された事業の実績等を振り返り、計画の目的・目標の達成状況・指標の在り方について、データ分析等をもとに整理、評価を行います。

評価の結果、目標達成が困難と見込まれる事業については、課題や目標達成を阻害する要因を分析し、改善方法を検討の上、必要に応じて実施内容等の見直しを行います。評価のなかで、「指標判定」「事業判定」については、A～Eの5つの区分により判定します。

※評価指標判定区分（P8～P9）

- A：目標を達成した
- B：目標を達成していないが改善傾向にある
- C：変わらない
- D：悪化している
- E：評価不能

1 中井町の状況

(1) 国民健康保険被保険者の加入数

国民健康保険の加入世帯数及び加入者数は減少傾向にあり、平成27年度と令和2年度を比較すると、世帯数は260世帯、加入者数は630人減少しています。

(住基人口、国民健康保険実態調査より・9月末現在)

区分 年度	住民総数		被保険者数		加入率		1世帯当り
	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	被保険者数
H27	3,691	9,713	1,707	3,042	46.25	31.32	1.78
H28	3,707	9,617	1,643	2,882	44.32	29.97	1.75
H29	3,759	9,595	1,574	2,724	41.87	28.39	1.73
H30	3,753	9,487	1,529	2,588	40.74	27.28	1.69
R01	3,781	9,402	1,460	2,475	38.61	26.32	1.70
R02	3,810	9,299	1,447	2,412	37.98	25.94	1.67

(2) 国民健康保険被保険者の年齢構成

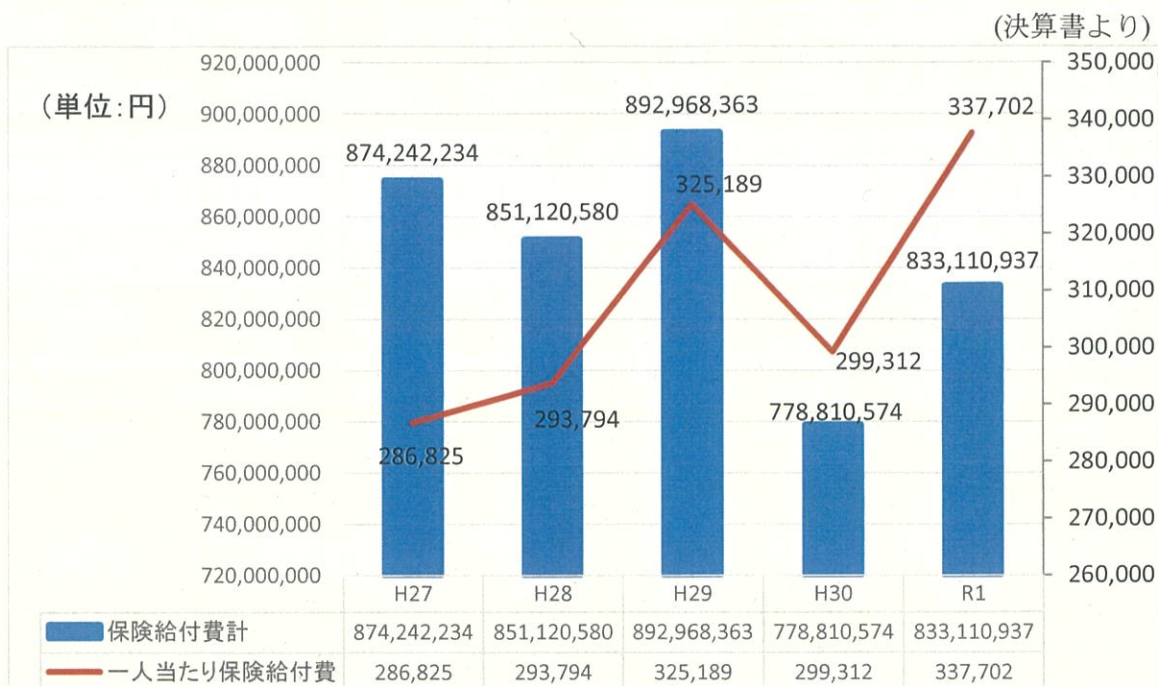
60歳以上の被保険者の割合は60%を超えており、高齢者の割合が高くなっています。

(国民健康保険実態調査より・9月末現在)

区分	被保険者		構成比	
	H27	R02	H27	R02
0 ～ 9歳	104	74	3.4	3.1
10 ～ 19歳	152	103	5.0	4.3
20 ～ 29歳	162	107	5.3	4.4
30 ～ 39歳	250	158	8.2	6.6
40 ～ 49歳	302	254	9.9	10.5
50 ～ 59歳	284	209	9.3	8.7
60 ～ 69歳	1,157	750	38.0	31.1
70 ～ 74歳	631	757	20.7	31.4
計	3,042	2,412	100	100

(3) 医療費(保険給付費)の状況

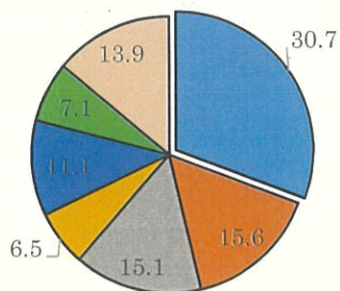
被保険者数は減少し、高齢化と医療の高度化等により、一人当たりの医療費は増加しています。



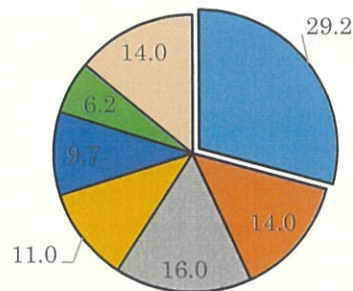
(KDB システムより)

- がん
- 精神
- 筋・骨格
- 慢性腎不全(透有)
- 糖尿病
- 高血圧症
- その他

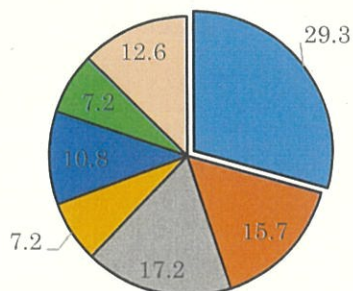
中井町(単位%)



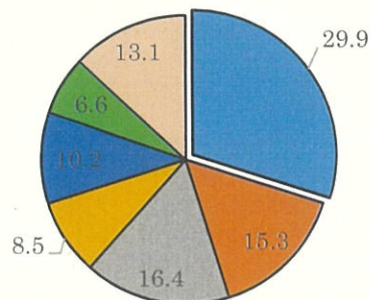
県(単位%)



同規模(単位%)

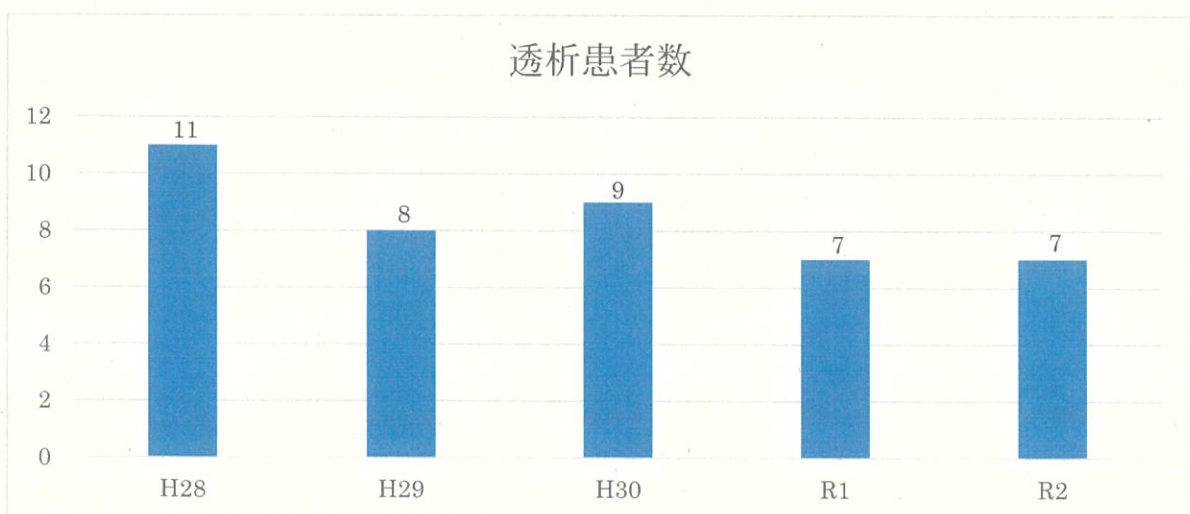
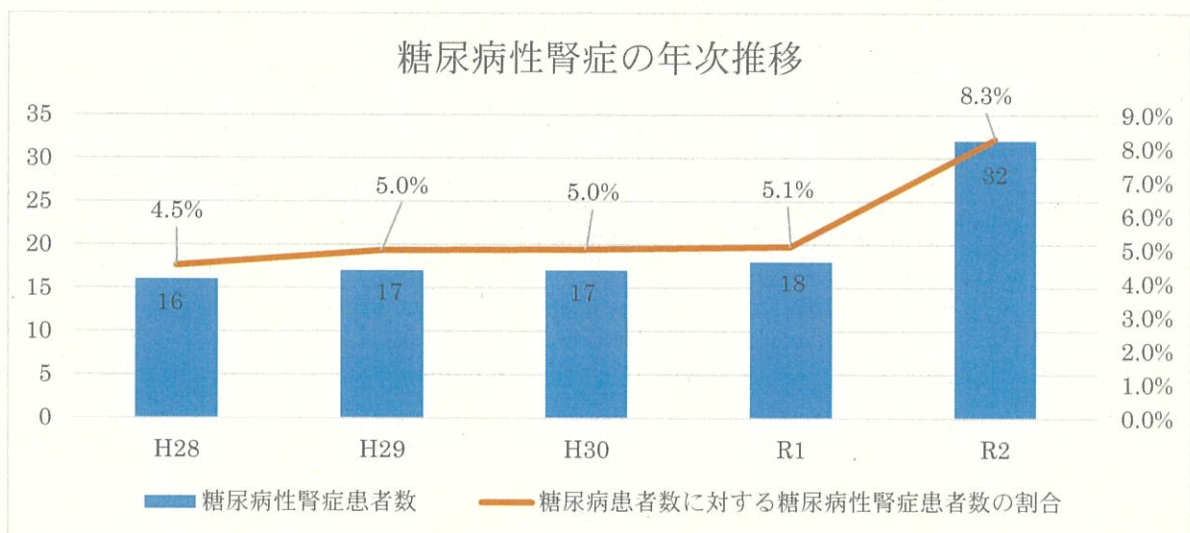
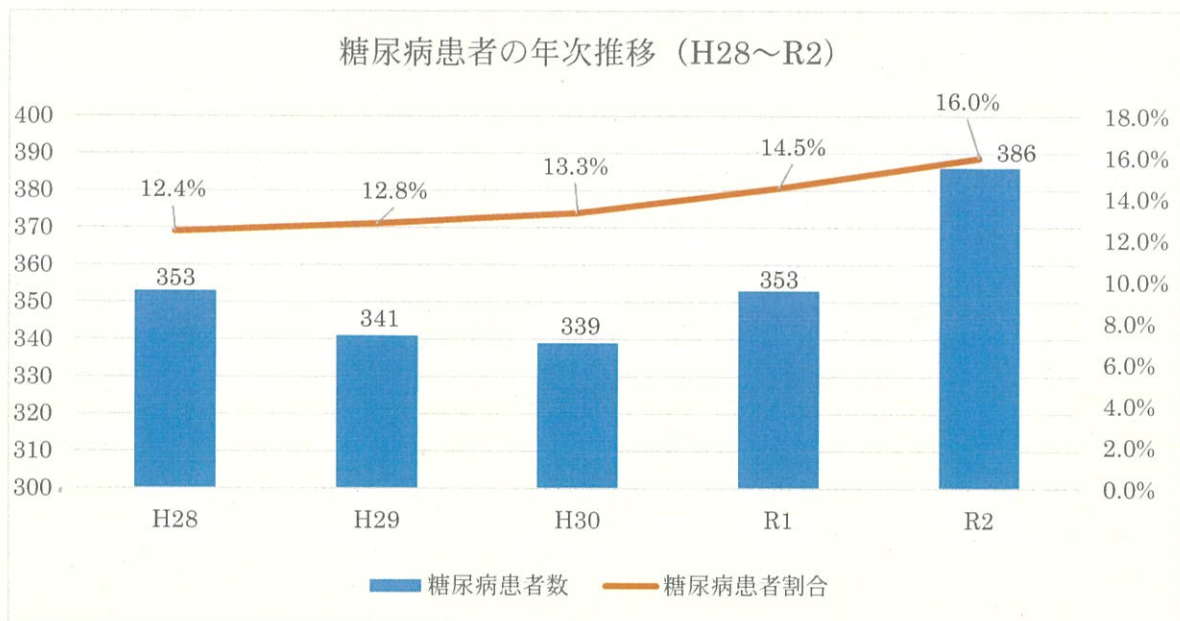


国(単位%)



(4) 医療費の分析・糖尿病及び糖尿病性腎症の状況

糖尿病患者数は全被保険者の15%以上を占めており、糖尿病性腎症患者も増加傾向にあります。



(5) 特定健診の受診状況

受診率は30%台と低く、目標値(45%)には届いていません。

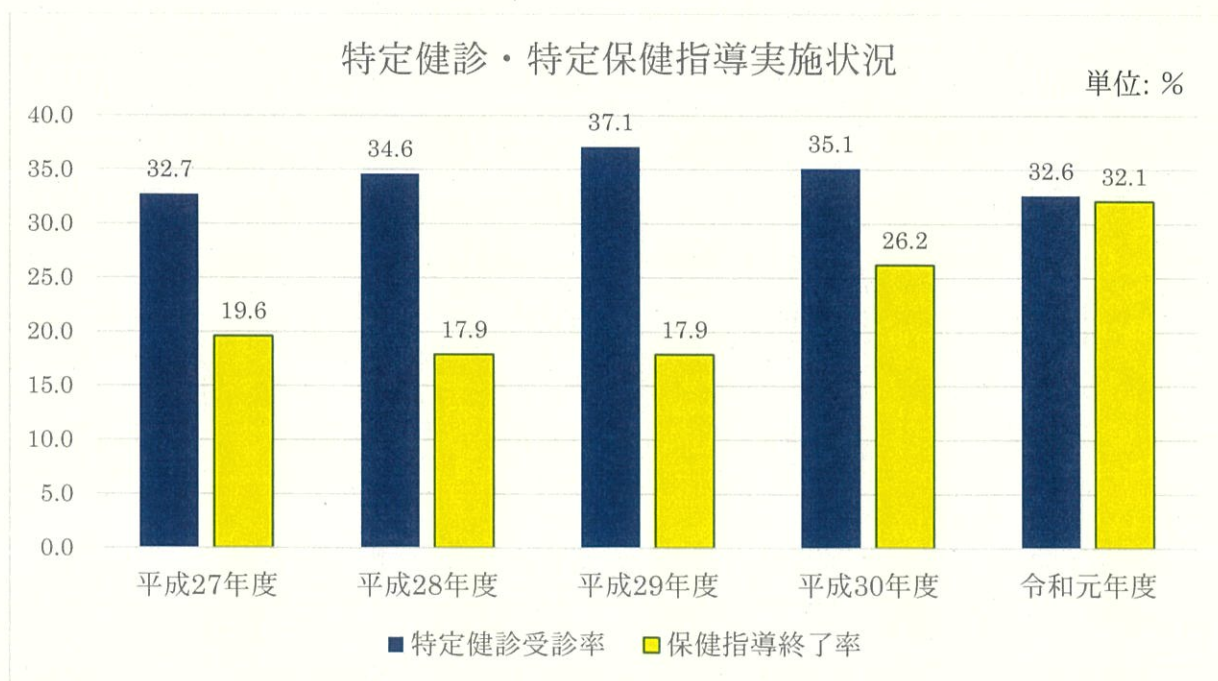
※人間ドック受診者(町補助数)含む

年度	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
対象者数	2,025	受診率	1,972	受診率	1,880	受診率
受診者数	751	37.1	693	35.1	612	32.6
再掲 特定健診	603	29.8	550	27.9	487	25.9
再掲 人間ドック受診	148	7.31	143	7.25	125	6.65

(6) 特定保健指導の実施状況

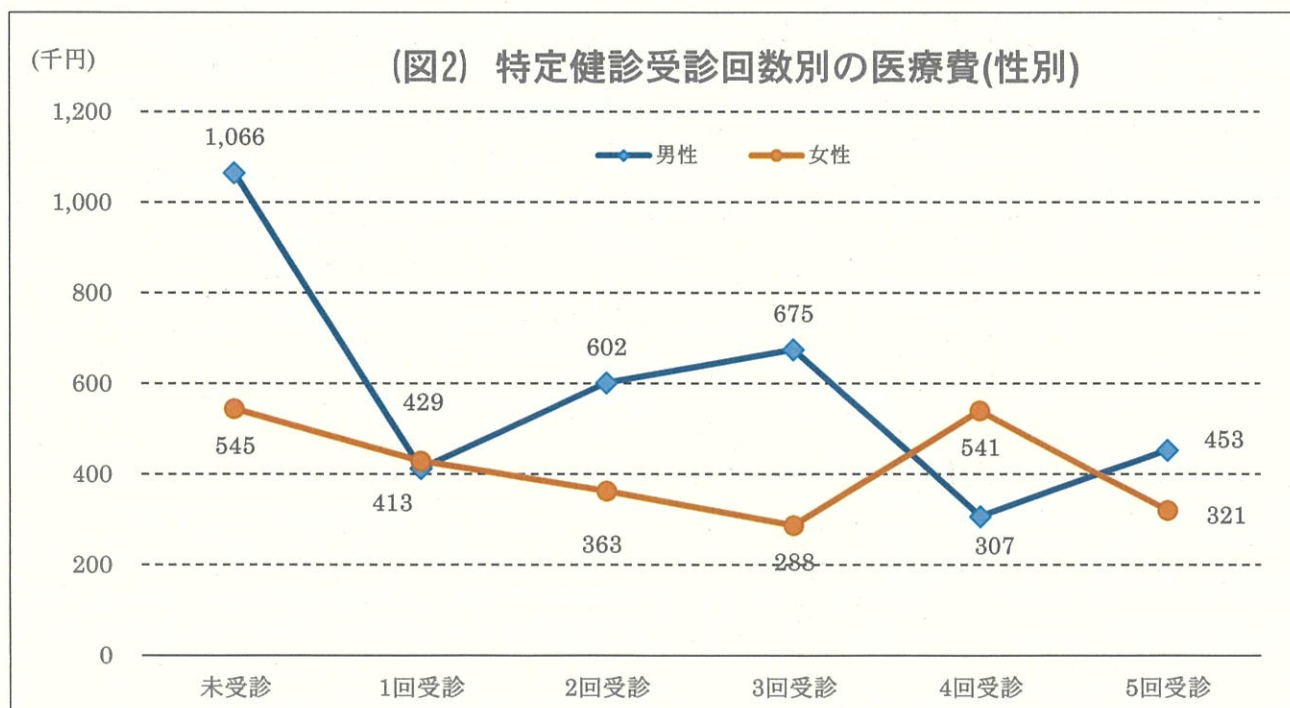
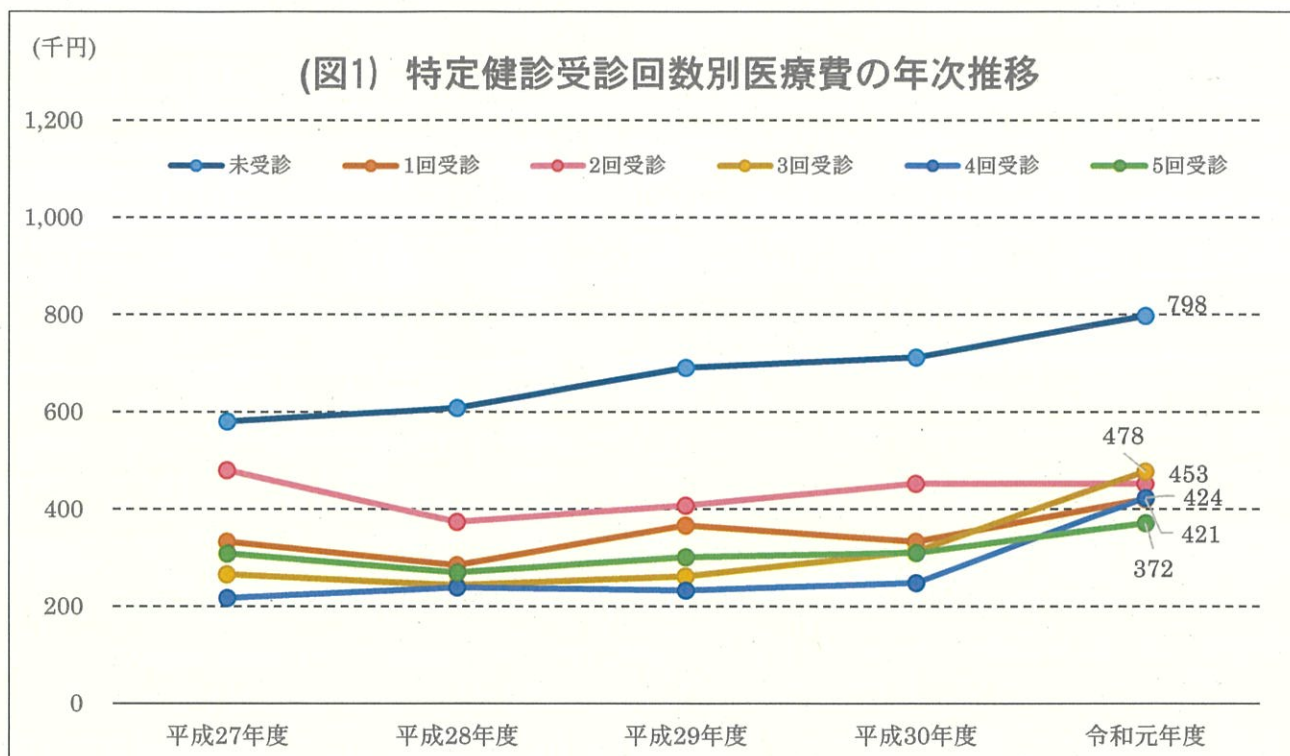
実施率は増加傾向にありますが、目標値(40%)には届いていません。

年度	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
対象者数	67	実施率	61	実施率	56	実施率
指導数	12	17.9	16	26.2	19	33.9



(7) 特定健診受診者と生活習慣病保有者 1 人当たり医療費

特定健診受診者に比べて未受診者の医療費が高い傾向にあります。



※生活習慣病：国保データベース (KDB) システムにおける生活習慣病は、糖尿病、高血圧症、脂質異常症、高尿酸血症、脂肪肝、動脈硬化症、脳出血、脳梗塞、狭心症、心筋梗塞、がん、筋・骨格、精神の13疾病の分類であるが、この資料の生活習慣病は、がん・精神・筋骨格系疾患を除いたものである。

2 保健事業の実施状況及び評価指標

(1) 生活習慣病等対策

No	事業名	プログラム	目的	目標 ターゲット	現状 (R1)	目標 (ゴール) R5	対象者	事業内容	実施方法	実施 担当	関連部署 ・団体等	達成状況	中間 評価	実施状況及びスケジュール					令和5年度 (最終評価)			
														平成30 年度	平成31 年度	令和2年度 (中間評価)	令和3 年度	令和4 年度				
1	1-1 特定健康診断受診率向上対策	1-1-1 特定健康増及啓発事業「受診券送付」	特定健康診断者の増加	受診率 100%	受診率 32.6%	受診率 45%	40歳～74歳の被保険者	受診券の送付	1. 対象者あてに受診券と健診の案内を送付	税務町民課		特定健康診断対象者へ受診券を全員に発送 R1・1880人	B									
2		1-1-2 特定健康診断普及事業「健康ポイント」	特定健康診断者の増加	受診率 100%	受診率 32.6%	受診率 45%	町民	健康受診者へ健康ポイントを付与する	1. 対象者あての通知に事業案内 2. 受診者に健康ポイントを付与(2ポイント)	健康課	税務町民課	健康受診者にポイントを付与	B									
3		1-1-3 健康診断結果取得	特定健康診断者の増加	受診率 100%	受診率 32.6%	受診率 45%	40歳～74歳の被保険者 人間ドック受診者	人間ドックの費用の助成申請時に結果を取得し、特定健診に反映させる	1. 被保険者あての通知で事業案内を周知 2. 対象者が申請の際に結果取得について説明 3. 取得したデータを特定健診管理システムに入力	税務町民課		健康診断結果を取得しシステム R1・125人	B									
4		1-2-1 特定保健指導実施率向上「個人通知」	特定保健指導実施率の向上	実施率 100%	実施率 33.9%	実施率 40%	積極的支援対象者、動機づけ支援対象者	個人通知により利用促進	1. 対象者あて事業案内通知 2. 保健指導の実施	健康課		通知数56人 (56人/56人) 保健指導数19名 (19人/56人)	B									
5	1-2 特定保健指導実施率向上対策「運動教室」	1-2-2 特定保健指導利用促進事業「運動教室」	特定保健指導実施率の向上	実施率 100%	実施率 33.9%	実施率 40%	積極的支援対象者、動機づけ支援対象者 40歳～74歳の被保険者 特定健康診断受診者	専門職による個人に状況に応じた運動プログラムの提供及び集団指導の実施	1. 対象者あて運動教室の案内通知 2. 健康運動指導士による教室の実施	健康課	外部講師等	参加者6名/ 案内56名 (10.7%) 4回/年実施	B									
6		1-2-3 特定保健指導未利用者対策	特定保健指導実施率の向上	実施率 100%	実施率 33.9%	実施率 40%	積極的支援対象者、動機づけ支援対象者のうち、保健指導未利用者	電話及び訪問により利用促進または保健指導	1. 対象者あて電話 2. 対象者宅へ訪問し保健指導を実施	健康課		対象者数37名 電話15件 訪問15件 文書2件	B									
7	1-3 生活習慣病重症化予防対策	1-3-1 医療受診勧奨事業	ハイリスク者の重症化予防	受診率 100%	受診率 100%	受診率 100%	受診勧奨レベルのハイリスク者	受診勧奨を行う	1. 対象者リストの作成 2. 対象者へ受診勧奨通知 3. 通知後未受診者へ電話または家庭訪問	健康課		受診勧奨対象者4件 通知数4件 通知後TEL4件	A									
8	1-4 予防接種率向上対策	1-4-1 高齢者肺炎球菌予防接種補助事業	前期高齢者の肺炎球菌の予防	接種率 100%	※接種率 50.3%	接種率 100%	65歳以上の方 60歳以上65歳未満の方 で、心臓や腎臓もしくは呼吸器の機能または免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある方	接種を希望する対象者への接種案内を送付 1人1回の接種を希望する対象者の申し込み受付 4. 申込者へ必要書類の作成と送付	1. 年度新規対象者へ発送 2. 町民へ広報等による事業周知と接種勧奨 3. 接種を希望する対象者の申し込み受付 4. 申込者へ必要書類の作成と送付	健康課	医療機関	新規65歳案内132名 接種申込数92名 接種者数76名 ※:65歳以上	B									

※接種率：接種者数累計 1,938人/対象者数 3,855人

達成状況評価基準

評価	達成状況
A	目標を達成した
B	目標を達成していないが改善傾向にある
C	変わらない
D	悪化している
E	評価困難

2 保健事業の実施状況及び評価指標

(2) 医療費適正化を主とした対策

No.	事業名	プログラム	目的	目標 ターゲット	現状 (R1)	目標 (ゴール) R5	対象者	事業内容	実施方法	実施 担当	関連部署 ・団体等	達成状況	中間 評価	実施状況及びスケジュール				
9	2-1 ジェネリック医薬品の差額通知の発送	2-1-1 ジェネリック医薬品の周知啓発活動	安価で同効が見込まれるジェネリック医薬品の普及啓発による医療費削減	非保険者全員が理解する	使用割合78%	70%以上または県平均以上	全被保険者	ジェネリック医薬品について啓発する	税務町民課窓口にてジェネリック医薬品についてリーフレットを置く。2年に1度保険証一斉更新時にパンフレットを同封	税務町民課		実施方法通りの対応を行い、目標を達成	A					
10	2-2 ジェネリック医薬品の差額通知の発送	2-1-2 ジェネリック医薬品の差額通知書の送付	安価で同効が見込まれるジェネリック医薬品の普及啓発による医療費削減	使用割合100%	使用割合78%	70%以上または県平均以上	ジェネリック医薬品への切替により、自己負担額減少が見込まれる加入者	年1回の差額通知の送付	300円以上の差額がある被保険者への通知の送付	税務町民課		実施方法通りの対応を行い、目標を達成	A					
11	2-2 多重・重複受診者対策	2-2-1 多重・重複受診者対策検討	多重・重複受診者の減少による医療費削減	重複受診者、多重受診者、重複投薬者がゼロ	月8～10件	月に1件以下	同一月内に同一疾病で3カ所以上の医療機関を受診した「重複受診者」、 同一月内に同一疾病で同一診療科に15回以上受診した「多受診者」、 同一月内に同一発行の医薬品を2医療機関以上から処方されている「重複投薬者」。	重複受診者、多受診者、重複投薬者のうち特に問題がある者を抽出し、対策を検討する。	税務町民課から健康課に「重複受診者、多受診者、重複投薬者一覧」を提供し、必要に応じて対策を検討	健康課	税務町民課	病名等でデリケートな部分もあり、積極的な動きが難しい	C					
12		2-2-2 かかりつけ薬局、かかりつけ薬剤師の推進	薬の重複使用や飲み合わせによる副作用、通合を事前に防止し、適切で安全な服薬の推進	薬の重複使用ゼロ	月8～10件	月に1件以下	医療機関受診の多い40歳以上の被保険者(特定健診対象者)	かかりつけ薬局、かかりつけ薬剤師を持つよう啓発する	特定健診受診券送付時にかかりつけ薬局、かかりつけ薬剤師についてのお知らせを同封	税務町民課		通知、ホームページ等で啓発	B					
13		2-3-1 単月点検	国民健康保険団体連合会が点検したレセプトを再点検し、疑義のあるレセプトを再審査請求することによる医療費削減	※注1	44,662件	※注1	国民健康保険団体連合会が点検したレセプト	国民健康保険団体連合会が点検したレセプトを国保連合会に委託して点検する	国保連合会への委託	税務町民課		国民健康保険団体連合会に委託しレセプト点検を実施	A					
14	2-3 レセプト点検	2-3-2 縦覧点検	国民健康保険団体連合会が点検したレセプトを再点検し、疑義のあるレセプトを再審査請求することによる医療費削減	※注1	44,662件	※注1	国民健康保険団体連合会が点検したレセプト	国民健康保険団体連合会が点検したレセプトを国保連合会に委託して点検する	国保連合会への委託	税務町民課		国民健康保険団体連合会に委託しレセプト点検を実施	A					
15		2-3-3 被保険者資格有無の点検	資格喪失者の発見による不要支払額の低減	不要支払額ゼロ	月10～15件	不要支払額ゼロ	資格喪失による不要な給付対象者	レセプト点検による過誤調整	毎月資格の疑義のあるレセプトの点検	税務町民課		疑義レセプトを毎月確認し返戻	A					
16	2-4 第三者行為請求	2-4-1 交通事故等第三者行為請求業務	第三者行為による国保支払事業の解消	第三者行為による国保支払事業ゼロ	月3～4件	第三者行為による国保支払事業ゼロ	第三者行為に疑いのある被保険者	対象者への届出勧奨	対象者を抽出し、通知を送付	税務町民課		第三者行為に疑いのある被保険者に負傷事故報告書を求め対応	A					

※注1 該当レセプトがゼロとなるのが理想像だが、再点検業務を適切に行わなかった場合も該当レセプトがゼロになるため、アウトプット評価は行わず、業務実施(プロセス)評価のみとしています。

3 課題分析

(1) 特定健診受診率及び特定保健指導実施率

特定健診受診率は減少し、特定保健指導実施率は向上しているが、健康課題を把握できないままにいる生活習慣病リスク者が存在している。また、本町の目標値45%には届いていない。生活習慣病の早期発見・早期治療が遅れる可能性があるため、引き続き、特定健診の受診率向上に向けた取り組みが必要である。

(2) 生活習慣病の重症化予防

医療費に占める糖尿病の割合は県平均や他の保険者より高く増加傾向にある。また、糖尿病や高血圧など自覚症状のない項目は受診につながりにくいため、受診へつなげる働きかけが必要である。介護予防の観点からも、運動や栄養にかかる保健指導等の重症化予防の取組みが重要である。

(3) 医療費の適正化

高齢化や医療の高度化により1人当たり医療費は増加し続けており、医療費の適正化に向けた取り組みが必要である。

4 今後の方向性

【中長期的な目標】

健康寿命の延伸と生涯に渡る生活の質（QOL：クオリティオブライフ）の維持向上のために、生活習慣病の重症化予防と医療費の適正化を目指します。

【短期的な目標】

(1) 特定健診の受診率向上

特定健診を受診することは、受診者自身が健康課題を客観的に把握でき、生活習慣改善の意識を持つことが出来ることから、受診勧奨を進め受診率向上を目指します。

(2) 特定保健指導・生活習慣病の重症化予防の推進

生活習慣病の重症化予防のため、特定保健指導の実施率向上を図るとともに、健診結果に基づくハイリスクの未治療者等に対しては、医療機関への受診勧奨を行います。

(3) 医療費の適正化の徹底

ジェネリック医薬品の使用促進やレセプト点検等により、医療費の適正化を図ります。